

技能実習と特定技能の違い

	技能実習生	特定技能
在留資格	技能実習	特定技能
法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
目的	技能・技術の開発途上国への移転	日本の人手不足の解消
滞在期間	1号：1年以内、2号：2年以内、3号：2年以内（合計最長5年）	1号：通算5年、2号：一定期間を超えれば永住の在留資格も可能
家族帯同	不可	1号：不可、2号：可
受入可能業種	1号：制限なし 2号・3号：80職種144作業	1号：①介護②ビル清掃③農業④漁業⑤食品・飲料製造⑥飲食サービス ⑦材料産業⑧産業機械⑨エレクトロニクス⑩建設⑪造船・船用 ⑫自動車整備及び電気機器産業⑬航空(航空機メンテナンス等)⑭宿泊 2号：平成31年4月1日現在で、⑩建設⑪造船・船用
外国人の技術水準	なし	1号：相当程度の知識または経験を有していること (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除) 2号：業務に必要な「熟練した技能」を有していること
入国時の試験	なし（介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	1号：技能水準、日本語能力水準を試験等で実施 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送り出し機関	外国政府の推薦または認定を受けた団体	なし（業種・国によっては認定を受けた団体の指定あり）
サポートする機関	管理団体(企業単独型の場合は不要)	登録支援機関（1号のみ）
受け入れ人数	企業規模、受け入れ方法、常勤職員数に応じた人数枠あり 日本全体としては受け入れ人数に制限はなし	企業ごとに受け入れ人数の枠はない 2019年から5年間の最大受け入れ見込み数345,150人
転職	原則不可	可

介護職種における技能実習と特定技能のメリット・デメリット

	技能実習生	特定技能
在留期間が長いのは	技能実習生から特定技能へ移行で合計10年間働ける	最長5年間⇒介護福祉士に合格すれば在留資格「介護」に移行し、実質的に永住権を得る
人員配置基準	配属後6ヶ月間は算入できない	配属後すぐに算入できる
受け入れ時期	介護施設開所後3年間は受け入れができない	新設の介護事業所でも受け入れ可能
入国後研修	320時間(2ヶ月間)の講習が必要	不要